

# みんなで知るう!「鳴門市自治基本条例」

市では、自治基本条例に基づき、「市民等が主役のまちづくり」の実現に向けて、市民の皆さんがこれまで以上に市政に参画できる機会を確保し、市民の皆さんとともに協働によるまちづくりを進めていきます。

市民の皆さんと市の協働は、これまでの長い歴史や、地域のなかで育まれてきており、決して新しい手法ではありません。本市の協働の事例を一部紹介します。



協働とは、市民等および市が、それぞれの役割や特性を理解するとともに、相互に尊重、また補完しあいながら、対等な立場で、それぞれの持力を発揮して課題の解決に向けて取り組むことをいいます。(条例第2条)

## 協働の事例① 循環型社会のさらなる構築へ ～資源ごみ回収事業～

ごみの減量と資源化は、市と地域の共通課題です。町内会・子ども会などの資源ごみ回収団体が行う紙類・古布類・缶類などの集団回収は、課題の解決に向けて、大きな原動力となっています。市も、市民の皆さんの活動に対して、缶類の回収に必要なビニール袋の提供や回収量に応じた報奨金の交付を行っており、循環型社会のさらなる構築をめざし、それぞれの役割を担っています。市民の皆さんのリサイクル意識の高まりとともに、ごみの減量が図られ、ごみ処理経費の削減にもつながっています。



## 協働の事例② 地域の伝承文化の継承とにぎわい創出へ ～鳴門のまつり開催事業～

地域に伝わる伝承文化を、次世代を担う子どもたちに継承していくことは、市と地域の共通課題です。獅子舞やおみこしをはじめ、阿波踊りやお練りなどが一堂に集まる「鳴門のまつり」は、自治振興連合会と市の共催により、毎年秋に盛大に開催されています。婦人連合会や伝承文化団体なども一緒になって実行委員会を結成し、役割分担のもとに、まつりの企画運営を行っています。ふるさとの誇れる伝承文化を市民の皆さんに紹介するとともに大切にすることを育みながら、地域の活性化もめざしています。

「第10回鳴門のまつり」は、10月16日(日)に鳴門ウチノ海総合公園で開催します。(第9回子どものもちフェスティバルと同時開催)



これらの協働事業は、ほんの一例であり、このほかにも、公園などの除草・清掃ボランティアや緑化推進活動をはじめ、EMなどを活用した水質改善の取り組みや不法投棄監視パトロール活動など、さまざまな分野で市民の皆さんと市の協働事業が行われています。自治基本条例の制定に伴い、互いに協働の意識をしっかりと持つことで、これまで以上の事業効果も期待できます。

市では、市民の皆さんとの協働によるまちづくりを全庁的に推進するため、市長を本部長とする「鳴門市市民協働推進本部」を設置しました。行政として、どのように市民との協働を進めていくのか具体的な方針を定めていくこととしています。

## 鳴門市自治基本条例パンフレットが完成しました!

### 鳴門市自治基本条例

鳴門市自治基本条例パンフレット



鳴門市自治基本条例  
鳴門市自治基本条例パンフレット

現在、市では、条例の施行期日(効力を発する状態になる日)を11月1日とする予定で準備を進めています。市民の皆さんに、条例の内容を詳しくお知らせするためにパンフレットを作成しました。本庁舎受付や公民館・連絡所で配布しますので、ぜひご活用ください。(市ホームページにも掲載しています。)

### 問 市役所市民協働推進課 ☎684・1375

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。条例全文については広報5月号に掲載しています。